

(2017-2018 年度)

第4回複合地区会則委員長連絡会議要録

◎日 時: 2018年5月9日(水) 14:00-16:30

◎場 所: 一般社団法人日本ライオンズ(東京・八重洲)

◎出席者:

330 複合地区会則委員長	濱野 雅 司
331 複合地区会則委員長	山口 富 雄 (副世話人)
332 複合地区会則委員長	佐藤 義 則
333 複合地区会則委員長	松本 元 良
334 複合地区会則委員長	柴田 富志夫
335 複合地区会則委員長	三宮 秀 介
336 複合地区会則委員長	岡村 聖 爾 (世話人)
337 複合地区会則委員長	麻生 好 彦

【議事2のみ出席】

国際理事(2016-2018) 中村 泰 久

14:00、岡村会則世話人より開会。議事2のマイアミ国際理事会について、中村国際理事が途中出席される(同日貸し会議室において第9回議長連絡会議開催)。出席者及び案件資料確認。

◎議 事:

1. 前回会議要録の確認

(1)1月22日第3回会議要録確認。前回会議で、一般社団法人日本ライオンズ定款と複合地区会則について検討した結果を要録にまとめたが、その後議長連絡会議からは回答はなかったとの報告あり。現況について忌憚のない意見交換を行い、本件は後掲議案5.次年度への申し送り事項に加えることにした。

(2)2018-2019ライオンズクラブ役員必携の報告:

①印刷部数13,200部(内、頒布13,108部)。単価450円。各地区へ送付済み。

②マーズOSEAL調整事務局長より、役員必携の発行時期を現行の5月から遅らせ、春季理事会決議事項などの最新情報を盛り込んで新年度7月以降に発行してはどうかとの提案あり。各委員長に諮ったところ、役員必携は5月、6月のクラブ三役セミナーのテキストとして使用するため、現行どおり5月発行が望ましいとの結論を得た。

③2018-2019役員必携発行後の重要な変更通知:

ア.「退会者の国際会費返済に関する規定(注1)」の廃止(P.147)

2018年6月30日をもって、7月1日及び1月1日の半期分国際会費請求書の発行後は、**退会者の会費返金記帳は行わない**ことになった旨、トニー・ベンボウ財務及び本部運営委員会委員長名で各クラブ役員宛てに通知あり。

(注1)退会者の国際会費返済に関する規定:

半期分国際会費は、6月30日及び12月31日現在で国際本部に記録されている会員数に基づいて、7月1日と1月1日に各クラブに請求される。半期分国際会費が請求されてから30日以内に報告された退会者の国際会費については、6ヶ月分全額が返済される。ただし、報告書は基準月の翌月末である7月31日または1月31日までに国際本部に届いている必要がある。6月分報告書が6月に届いた場合、退会者の国際会

費については、国際会費請求前に退会処理されているので、返済されない。6月分報告書が7月に届いた場合、退会者の国際会費は、国際会費請求後に退会処理されたので、返済される。12月退会者についても、6月と同様。7月31日又は1月31日までに報告書が届かなかった場合には、退会者の国際会費は返済されない。

イ.「MyLION」国際協会公式モバイル・アプリ日本語版と奉仕アクティビティ報告の変更
2018年5月1日付け、マーズ佐子 OSEAL 調整事務局長・太平洋アジア課長から「ライオンズクラブ国際協会公式モバイル・アプリ「MyLION」の日本でのダウンロード開始についての文書が発信された。5月24日(木)ウェビナー(注2)を実施して、アプリの使用方法と奉仕アクティビティ報告の今後等について説明がある。なお、クラブからの問い合わせ窓口は地区事務局とし、地区事務局から OSEAL 調整事務局に問い合わせる事。

(注2)ウェビナーは OSEAL 調整事務局のマーズ局長が進行者となり、中村国際理事の協会サイドの現況報告やITアドバイザーによる操作説明あり。クラブのアクティビティ報告については、次年度も MyLCI 利用が継続されるため、MyLION との2つの方式での報告が可能となる。サバンナのエクステンションフォームに会員個人のEメールアドレス・携帯番号等を入力し、MyLION への登録手続きを推進する。さらに、国際協会並びにLCIFの公式ウェブサイトは全面リニューアルされる。国際協会は MyLCI、モバイル・アプリ MyLION、デスクトップ版 MyLION の開発を強化する予定。なお、MyLION に関する質問事項は各地区キャビネット事務局で受け付けて、質問内容をまとめてから地区が OSEAL 調整事務局に問い合わせる。

③その他

- GAT及びLCIFキャンペーン体制、標準組織図改訂版の確認。「モデルクラブ組織図」については、「**標準**クラブ組織図」に名称を改称した。LCIF100キャンペーンのモデルクラブとの名称の混同を避ける。
- 新しいLCIF交付金「地区/クラブシェアリング・プログラム」の名称が、「**地区及びクラブ還元交付金**」(District and Club Community Impact Grant)に変更された(2018年1月LCIF理事会決議)。
- PU-101書式改訂版(2018-2019年度クラブ役員報告書式)ークラブ会長、第1副会長、第2副会長、幹事、会計、会員委員長、クラブLCIFコーディネーターに加えて、新しくクラブ奉仕委員長、クラブ・マーケティング・コミュニケーション委員長も報告する。

2. マイアミ国際理事会決議事項要約の確認

(1)中村国際理事から、2018年4月6日～9日に行われたマイアミ国際理事会決議事項要約が配られ、報告あり。

- 退会者の国際会費返済に関する規定は廃止。
- 国際協会ウェブサイトが7月1日より全面的にリニューアルされる。
- 2018-2019グドラン国際会長のテーマは”We Serve”(われわれは奉仕する)。協会初の女性国際会長として、女性イニシアチブが重要なプログラムとなる。”New Voices”(ニュー・ヴォイス)新しい声、各国で活躍している女性メンバーの声が届いていない状況を改善する。”Beyond the Horizon”(ビヨンド・ザ・ホライズン)「**地平線の彼方に**」、地平線の向こう側にたどり着くために、会員を増強し、リーダーシップを育成する。
- 国際理事会に、新しくテクノロジー委員会を設置される提案。
- 地区のリジョン、ゾーン編成について、今までは地区ガバナーの専決事項であったが、今後は地区キャビネットの承認を得ることが条件となる。
- LCIFライオンズクエスト交付金の上限額が拡大され、交付対象は発展途上国中心。
- 公認プロトコールの変更。元LCI理事会アポインティ、元LCIF理事が加わる。また、

ローカルで使うプロトコールはメンバー限定のものとし、一般向けのときはLCI公認プロトコールを使うことを徹底する。

- ミャンマーが214番目のライオンズ国となる。
- モンゴル・コーディネーターには、MD333の後藤隆一元国際理事が任命された。
- 地区優秀賞及びクラブ優秀賞の規定変更。
- ムーア元国際会長が正式に事務総長及び協会幹事に就任。
- 「MyLION」アプリの日本語版開始。最初に、サバンナ上で個人のメールアドレスと携帯番号を入力しておくことが必要。
- 国際協会通達事項が届くよう、役員の個人メールアドレスを登録すること。
- 5月24日ウェビナーは OSEAL 調整事務局が行う。
- 協議会議長の職務は、ファンリテーターであり複合地区の代表ではない。
- 国際大会の代議員投票は4つ。7月1日の代議員朝食会で説明する。
- 国際大会の日本語セミナーは、「OSEAL セミナー」として開催する。7月1日、16:00 - 17:00、MGMで開催し、同時通訳が入る。
- OSEAL調整事務局から、LCI並びにLCIFの通達やお願い文書を直接各MD及び各地区へ発信する。

(2) 中村国際理事と各会則委員長の質疑応答あり。国際理事ローテーションについては、日本・韓国・台湾がローテーション制を残していたが、ペーニャ協会法律顧問が指摘したとおり、ローテーション制は会則違反である。国際理事は名誉職ではなく、活躍できる人が望ましい。

(3) マイアミ国際理事会決議事項要約より抜粋。

会則及び付則委員会

決議5. 理事会方針書に新たな「紛争処理」の章を設けるため、標準版地区会則、クラブ付則、および複合地区会則を改訂して各紛争処理手順を削除。

決議9. 国際会則の最近の改正に整合させるため、理事会構成員の同時就任に関する国際付則第2条第5項(b)の改正案を2018年国際大会に提出する決議を採択。

決議10. 国際理事会の常設委員会にテクノロジー委員会を加える国際付則第4条第1項の改正案を2018年国際大会に提出する決議を採択。

地区及びクラブ・サービス委員会

決議1. 2018～2019年度のクラブ優秀賞受賞要件および地区優秀賞受賞要件を承認。

決議9. 公式の名札に二つの役職を併記できるよう方針を改訂。

決議10. ゾーンやリジョンの変更に、地区キャビネットの承認と、当該のクラブ、地区、および国際協会にとって最善であることを要するよう標準版地区付則を改訂。

リーダーシップ委員会

決議1. 2019年地区ガバナーエレクト・セミナーのカリキュラム計画及び日程を承認。

マーケティング・コミュニケーション委員会

決議2. 理事会方針書19章の公認プロトコールに元 LCIF 理事と元理事会アポイントを追加、さらに会則地域幹部スタッフと前協議会議長を削除して改訂。

会員増強委員会

決議2. 「力を合わせよう(Join Together)」プログラムを2021年6月まで延長し、現存のライオネスクラブは会員数にかかわらず同プログラムの対象とすることを承認。さらに、同プログラム下ではライオネスクラブのチャーター費は免除となることも承認。

決議4. ミャンマー連邦共和国を214番目の新ライオンズ国として理事会方針書に追加。

3. ライオンズ必携第58版改訂版の製作

(1)ライオンズ必携改訂版を製作することになった場合は、ラスベガス国際大会の投票による改正事項を盛り込むことにする。

(2)ライオンズクラブ会則及び付則標準版は、国際本部の日本語翻訳を掲載するが、1か所誤植が見つかったので、修正する。

(3)第4回会議後に、国際協会ウェブサイト新しい公認プロトコール(英語版)がアップされたので、各委員長にEメール配信。

上記を踏まえて、別紙のとおり、ライオンズ必携の改訂案を作成した。なお、クラブ付則標準版に一致させるため、複合地区会則第22条地区ガバナー諮問委員会の条文に、クラブ第1副会長を含める。

4. その他

濱野委員長より、330複合地区作成「会員オリエンテーション ガイドブック」コピーが配布され、説明あり

5. 次年度への申し送り事項

(1)複合地区会則委員長連絡会議は、年6回程度の開催が望ましい。

(2)一般社団法人日本ライオンズと議長連絡会の調和を図るため、社団の組織図や複合地区会則第10条の条文の見直しを行う。

(3)複合地区会則委員長連絡会議で審議され、議長連絡会議に答申・上程された審議事項については、次回委員長連絡会議までに議長連絡会議で審議のうえ、回答・提議されるよう要請する。又は必要に応じて会則委員長連絡会議世話人等が議長連絡会議に出席して趣旨説明ができ得る体制の構築をお願いする。

6. 第4回会議要録作成の確認

事務局が素案を作成し、会則世話人が追加修正後、全委員長に要録原稿を回し、最終的には会則世話人がまとめたものを校了とする。

16:30岡村会則世話人により閉会。

以上

ライオンズ必携第58版改訂事項の提案

(A) 2018年7月シカゴ国際大会で、国際付則が1/2を超える賛成投票により4つの議案すべてが可決した場合：

第1項：「準地区」と記述されるべきところが「複合地区」となっている記述を正す事務処理的な改正案。 (付則に対するこの改正案の可決には過半数の賛成票が必要)

改正された場合	現 行
<p>国際付則第10条 地区役員の任務</p> <p>第2項地区役員。 次の者が地区役員となる。</p> <p>(a) 地区ガバナー。 本協会の国際役員として、又国際理事会の全般的監督のもとに、所属地区において国際協会を代表する。さらに、地区における最高運営責任者として、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事及び会計（又は幹事兼会計）、その他単一地区又は準地区の会則及び付則に定められるキャビネット構成員を直接指導監督する。(以下略)</p>	<p>ライオンズ必携第57版 P.74</p> <p>国際付則第10条 地区役員の任務</p> <p>第2項地区役員。 次の者が地区役員となる。</p> <p>(a) 地区ガバナー。 本協会の国際役員として、又国際理事会の全般的監督のもとに、所属地区において国際協会を代表する。さらに、地区における最高運営責任者として、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、キャビネット幹事及び会計（又は幹事兼会計）、その他単一地区又は複合地区の会則及び付則に定められるキャビネット構成員を直接指導監督する。(以下略)</p>

第2項：国際付則の最近の改正に整合させるため、長期計画委員会の構成内容を修正する事務処理的な改正案。 (付則に対するこの改正案の可決には過半数の賛成票が必要)

改正された場合	現 行
<p>国際付則第4条 国際理事会の委員会</p> <p>第1項 常設委員会。 会長は、国際理事会の承認を得て、3人以上の構成員、但し長期計画委員会の場合には8人以下の構成員から成る下記の常設委員会を任命する。各委員会は、国際理事会の定例会議において報告しなければならない。</p> <p>(a) 監査 (b) 会則及び付則 (c) 大会 (d) 地区及びクラブ・サービス (e) 財務及び本部運営 (f) リーダーシップ開発 (g) 長期計画 (h) 会員増強 (i) マーケティング・コミュニケーション (j) 奉仕事業 (k) 協会の運営に必要と考えられるその他の委員会</p>	<p>ライオンズ必携第57版 P.57</p> <p>国際付則第4条 国際理事会の委員会</p> <p>第1項 常設委員会。 会長は、国際理事会の承認を得て、3人以上の構成員、但し長期計画委員会の場合には7人以下の構成員から成る下記の常設委員会を任命する。各委員会は、国際理事会の定例会議において報告しなければならない。</p> <p>(a) 監査 (b) 会則及び付則 (c) 大会 (d) 地区及びクラブ・サービス (e) 財務及び本部運営 (f) リーダーシップ開発 (g) 長期計画 (h) 会員増強 (i) マーケティング・コミュニケーション (j) 奉仕事業 (k) 協会の運営に必要と考えられるその他の委員会</p>

第3項：国際会則の最近の改正に整合させるため、理事会構成員の同時就任に関する規定を改める事務処理的な改正案。(付則に対するこの改正案の可決には過半数の賛成票が必要)

改正された場合	現 行
<p>国際付則第2条 国際理事会選挙 第5項代表権。</p> <p>(b) 同一の単一地区又は複合地区の2人以上のクラブ会員が、同時に国際理事を務めることはできない。理事が選出された地区以外の地区に移住した場合には、その次の年次大会の閉会時をもって任期は終わり、その大会で後任者が選出される。</p>	<p>ライオンズ必携第57版 P.55</p> <p>国際付則第2条 国際理事会選挙 第5項代表権。</p> <p>(b) 同一の単一地区又は複合地区の2人以上のクラブ会員が、同時に理事会構成員を務めることはできない。理事が選出された地区以外の地区に移住した場合には、その次の年次大会の閉会時をもって任期は終わり、その大会で後任者が選出される。</p>

第4項：国際理事会の常設委員会にテクノロジー委員会を加える改正案。(付則に対するこの改正案の可決には過半数の賛成票が必要)

改正された場合	現 行
<p>国際付則第4条 国際理事会の委員会 第1項 常設委員会。会長は、国際理事会の承認を得て、3人以上の構成員、但し長期計画委員会の場合には7人以下の構成員から成る下記の常設委員会を任命する。各委員会は、国際理事会の定例会議において報告しなければならない。</p> <p>(a) 監査 (b) 会則及び付則 (c) 大会 (d) 地区及びクラブ・サービス (e) 財務及び本部運営 (f) リーダーシップ開発 (g) 長期計画 (h) 会員増強 (i) マーケティング・コミュニケーション (j) 奉仕事業 (k) テクノロジー (h) 協会の運営に必要と考えられるその他の委員会</p>	<p>ライオンズ必携第57版 P.57</p> <p>国際付則第4条 国際理事会の委員会 第1項 常設委員会。会長は、国際理事会の承認を得て、3人以上の構成員、但し長期計画委員会の場合には7人以下の構成員から成る下記の常設委員会を任命する。各委員会は、国際理事会の定例会議において報告しなければならない。</p> <p>(a) 監査 (b) 会則及び付則 (c) 大会 (d) 地区及びクラブ・サービス (e) 財務及び本部運営 (f) リーダーシップ開発 (g) 長期計画 (h) 会員増強 (i) マーケティング・コミュニケーション (j) 奉仕事業 (k) 協会の運営に必要と考えられるその他の委員会</p>

(B)ライオンズクラブ会則及び付則標準版

マイアミ国際理事会で改正:

改正 (意訳)	現 行
<p>ARTICLE X Club Dispute Resolution Procedure All disputes or claims arising between any member or members, or a former member or members, and the club, or any officer on the board of the club, relative to membership, or the interpretation, breach of, or application of the club's constitution and by-laws, or the expulsion of any member from the club, or any other internal Lions club matter whatsoever which cannot be satisfactorily resolved through other means, shall be resolved in accordance with the Dispute Resolution Procedures established by the International Board of Directors.</p> <p>標準版クラブ付則第 10 条 クラブ紛争処理手順 会員であることに関して、クラブ会則及び付則の解釈、違反、適用に関して、クラブからの会員除名に関して、あるいは他の方法で満足の見込みが解決できないその他すべてのライオンズクラブ内の問題に関して、会員又は元会員とクラブ又はクラブ理事会の役員との間で起こる紛争 又は苦情 についてはすべて、国際理事会によって定められる 紛争処理手順に従って解決されるものとする。</p> <p>(上記は英語原文からの意訳であり、LCI 翻訳版が出るまでの暫定。)</p>	<p>ライオンズ必携第 57 版 P.131~136</p> <p>標準版クラブ付則第 10 条 クラブ紛争処理手順 第 1 項 紛争処理の対象となる紛争。 会員であることに関して、クラブ会則及び付則の解釈、違反、適用に関して、クラブからの会員除名に関して、あるいは他の方法で満足の見込みが解決できないその他すべてのライオンズクラブ内の問題に関して、会員又は元会員とクラブ又はクラブ理事会の役員との間で起こる紛争についてはすべて、紛争処理手順に従って解決されるものとする。本条項で別に規定されている場合を除き、本手順で特定されるいかなる期限も、正当な理由があることが明らかになった場合には、地区ガバナー、調停者、あるいは国際理事会(もしくは同理事会の任命する者)が短縮、もしくは延長することができる。本手順の制約を受けるあらゆる紛争の当事者はすべて、本手順により紛争処理が行われている間、行政上又は法律上の処分を求めてはならない。 (以下第 2 項~第 6 項は略)</p> <p>(国際理事会方針書に新しく第 25 章紛争処理手順が設けられ、第 25 章にクラブ紛争処理手順が含まれることになったため、標準版クラブ付則の条文は簡略化される。)</p>

LCI翻訳版の誤植修正:

改正 (意訳)	現 行
<p>標準版クラブ付則第 2 条 選挙及び空席補充 第 5 項 指名会。 指名会は毎年 3 月、もしくは理事会の決定に従い、理事会が定める日時及び場所において開かれるものとする。開催通知は、文書、電子メールなどの手段により、または直接渡すことにより各クラブ会員に少なくとも その期日の 14 日前に行われなければならない。</p>	<p>ライオンズ必携第 57 版 P.111</p> <p>標準版クラブ付則第 2 条 選挙及び空席補充 第 5 項 指名会。 指名会は毎年 3 月、もしくは理事会の決定に従い、理事会が定める日時及び場所において開かれるものとする。開催通知は、文書、電子メールなどの手段により、または直接渡すことにより各クラブ会員に少なくとも 選挙実施の 14 日前に行われなければならない。</p>

参考資料:

改正	現 行
<p style="text-align: center;">役員および来賓の席順 公認プロトコール</p> <p>下記は、ライオンズクラブ国際協会公認プロトコール方針である。主要スピーカーだけが、講演の初頭に挨拶として、臨席の賓客全員の名を挙げて紹介する必要がある。</p> <p>A. 役職の順位</p> <p style="color: red;">*役職によっては、特定の会則地域には該当しない場合がある。現地の慣行により、妥当とされるプロトコールを使用する。</p> <p>ライオンズの順位は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際会長 2. 前国際会長/LCIF 理事長 3. 国際副会長（地位の順） 4. 元国際会長 (b) 5. 国際理事 （理事会アポインティ）* (a) 6. LCIF 理事会 7. 元国際理事 (c) 8. Past LCIF Trustees and Past Board Appointees (元 LCIF 理事及び元理事会アポインティ) 9. GLT/GMT/GST/LCIF 会則地域リーダー (a) 10. GLT/GMT/GST/LCIF 会則地域副リーダー 11. LCIF エリアリーダー、FWC/GLT/GMT/GST エリアリーダー及び特別エリア・アドバイザー/日本担当会則地域副リーダー(a) 12. 複合地区協議会議長 (a) 13. 地区ガバナー 14. 国際運営役員 15. 複合地区 FWC/GLT/GMT/GST/LCIF コーディネーター 16. 前地区ガバナー (a) 17. 副地区ガバナー（地位の順） 18. 複合地区の各委員会委員長 (a) 19. 元協議会議長 (a) 20. 元地区ガバナー (a) (以下略) <p>国際理事会方針書 2018年4月9日改訂</p>	<p style="text-align: center;">役員および来賓の席順 公認プロトコール</p> <p>下記は、ライオンズクラブ国際協会公認プロトコール方針である。主要スピーカーだけが、講演の初頭に挨拶として、臨席の賓客全員の名を挙げて紹介する必要がある。</p> <p>A. 役職の順位</p> <p>ライオンズの順位は、次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際会長 2. 前国際会長/LCIF 理事長 3. 国際副会長（地位の順） 4. 元国際会長 (b) 5. 国際理事 （理事会アポインティ）* (a) 6. LCIF 理事会 7. 元国際理事 (c) 8. GLT/GMT 国際コーディネーター、国際家族及び女性コーディネーター (FWC) (a) 9. GLT/GMT 会則地域リーダー (a) 10. LCIF エリア及びビジョナルコーディネーター、FWC/GLT/GMT エリアリーダー及び特別エリア・アドバイザー/日本担当会則地域副リーダー(a) 11. 複合地区協議会議長 (a) 12. 地区ガバナー 13. 国際運営役員/会則地域幹部スタッフ 14. 前協議会議長 15. 元協議会議長 (a) 16. 複合地区 FWC/GLT/GMT/LCIF コーディネーター 17. 前地区ガバナー (a) 18. 副地区ガバナー（地位の順） 19. 複合地区の各委員会委員長 (a) 20. 元地区ガバナー (a) (以下略) <p>国際理事会方針書 2016年10月16日改訂</p>